

雇用保険を受給中の皆様へ

令和2年10月1日以降の失業認定等の限定的な特例措置について

新型コロナウイルス感染防止等のためハローワークでは失業の認定等の取扱いが令和2年10月1日以降、当面の間以下のとおりとなります。

なお、今回の変更は感染拡大防止のための期間を限定した取扱いとなりますのでご注意ください。

【郵送による証明認定等】

高齢の方（60歳以上）、基礎疾患を有する方、妊娠中の方につきましては、ご本人様の申出があった場合に郵送による証明認定が例外的に認められます。

また、上記の方につきましては、事前にハローワークへお申し出頂くことで指定された認定日の変更（次の認定日の前日までに限る。）が可能となります。

詳細については、雇用保険を受給しているハローワークにおたずねください。

注意：上記以外の方については、指定された認定日にハローワークに来所する必要があります。

【求職活動実績について】

令和2年3月10日から令和2年9月30日までの期間が認定期間に1日以上含まれる方または上記の郵送による証明認定を行う方については、求職活動実績の基準を適用せずに給付を行うことが可能です。

※上記の理由で求職活動が行えなかったことについてアンケート等をお願いします。

※新型コロナウイルス感染拡大の状況により取扱いが変更になる場合がございます。

ご不明な点等は、受給しているハローワークにおたずねください。

※今般の事態を受けての問合せ等でお電話がつながりづらいことが予想されますので、ご了承ください。